

介護保険法施行規則改正に伴う基準条例の改正について

1 改正する例規の名称と施行期日

- 京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「基準条例」という。）
- 令和7年4月1日施行（予定）

2 改正する理由

- 本市では地域包括支援センター（以下「センター」という。）の人員配置基準について、基準条例で具体的に定めている。
 - 令和6年4月1日に介護保険法施行規則（以下「省令」という。）が改正されたことに伴い、基準条例を省令に定める基準に改める必要がある（本改正事項は従うべき基準とされている）。
- ※ 省令改正に伴う条例改正については、最長1年間猶予する経過措置が設けられている。

3 省令改正の概要（本条例改正も同じ）

センターに配置する専門3職種の人材確保が困難となっている現状を踏まえ、従来の配置基準を原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会（本市においては「京都市高齢者施策推進協議会」をいう。）が必要と認める場合に、以下の柔軟な職員配置を可能とするための所要の改正が行われた（別紙1及び2参照）。

(1) センターにおける常勤換算方法による職員配置

センター職員の数について、第1号被保険者の数に応じて、またはセンターの運営状況を勘案して、常勤換算方法^{*}によることが可能とされた。

※ 常勤専従職員以外の職員の1週間当たりの通常の勤務時間の総数を常勤専従職員の1週間当たりの通常の勤務時間数で除して得た数と同じ数の常勤専従職員が当該センターに置かれているものとみなすことにより常勤専従職員以外の職員の数を常勤専従職員の数に換算する方法をいう。

【(1) の例】

必要な職員配置数が4名のセンターにおいて、常勤専従職員（週5日勤務）が3名いる場合、非常勤職員2名（常勤換算で0.6（週3日勤務）と0.4（週2日勤務））で常勤職員1名分を配置すれば配置基準を満たすこととなる。

(2) 複数のセンターが担当する区域を一の区域とする場合の職員の柔軟な配置

複数のセンターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した数をもとに、センターに配置すべき3職種の常勤職員の数を、当該複数のセンターに配置することにより、センターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとされた。また、この場合において、質の担保の観点から、当該一のセンターは、3職種のうちいずれか2職種以上の常勤の職員を配置しなければならないこととされた。

【(2) の例】

Aセンター、Bセンターにおいて、それぞれ保健師、社会福祉士、主任ケアマネの3職種を1名ずつ配置しなければならない場合、本条例案を適用しAとBの圏域を一圏域とすると、Aセンターでは保健師、主任ケアマネを各1名、Bセンターでは保健師、主任ケアマネの各1名、社会福祉士を2名配置するといった運用が可能となる。このとき、Aセンターで不足する社会福祉士の機能をBセンターが後方支援することで、3職種の機能を担保することとなっている（別紙3を参照）。

4 本市における条例の運用について

- 当該条例改正は、介護保険法施行規則の改正に基づき、センターに配置する専門3職種の人材確保が困難となっている現状を踏まえ、柔軟な配置を可能とするものであり、現在、本市においてもセンター職員の人材確保・定着が課題となっていることは、センターに対するヒアリング等を通じて把握している。一方で、柔軟な職員配置を制限なく認めてしまうことは、センターの質の低下につながる恐れがあることから、双方のバランスを考慮する必要がある
- (1) の常勤換算方法による職員配置について
センターの強みである専門3職種の職員配置はそのまま維持されるものであり、常勤換算適用後もこれまでどおり、それぞれの担当区域においてセンターの機能は発揮できるものと考えている。
- (2) の複数のセンターが担当する区域を一の区域とする場合の職員の柔軟な配置について
人材確保が困難なセンターに別のセンターが後方支援を行うことになるが、支援内容が限定的となり、現場に配置されている場合と同等の支援を行うことは実際には困難であることが想定されるため、質の確保には課題がある。また、現状、本市においては、61箇所すべてのセンターについて、社会福祉法人・医療法人等に委託あるいは指定管理により実施しており、本規定を適用した場合、異なる法人が同一地域の高齢者支援を行うことが想定されることから、地域組織との連携や個人情報の取扱い、対応方針に相違が生じた場合の対応など、様々な懸案が存在しているものと考えている。
- これらの点を踏まえて、条例可決後、(1) については、運用開始に向けて、質の確保と人材確保のバランスを考慮のうえ運用基準案を策定し、令和7年度中の高齢者施策推進協議会にお諮りすることとし、(2) については、直ちに運用開始は行わず、今後、各圏域の状況や他都市の状況等の把握に努めながら、必要に応じて、運用を検討していくこととする。

5 地域包括支援センター運営協議会設置要綱の改正

本条例改正により、職員の柔軟な配置を適用する場合には、高齢者施策推進協議会の承認が必要となるため、地域包括支援センター運営協議会設置要綱第4条に規定する協議事項に、当該職員の柔軟な配置を加える予定（改正案については別紙4を参照）。

○ 改正後の介護保険法施行規則（抄）

（法第115条の46第6項の厚生労働省令で定める基準）

第140条の66 法第115条の46第6項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 1 法第115条の46第5項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイからハまでに掲げる基準

イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3千人以上6千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。ロにおいて同じ。）は、原則として次のとおりとすること。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であつて、第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この(3)において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者 1人

ロ イの規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3千人以上6千人未満ごとにイの(1)から(3)までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれイの基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから2人とする。

（以下略）

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 目次 （略） 第7章の3 地域包括支援センター （略） （職員） 第38条の8 センターには、別表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数以上の専門職員（センターの職務に専ら従事する常勤の職員（以下「常勤専従職員」という。）のうち、規則第140条の66第1号イ（1）から（3）までに掲げる者をいう。）を市長が定めるところにより置かなければならない。 2 前項の規定により置かなければならない専門職員のほか、センターには、常勤専従職員で次の各号のいずれかに該当する者を1人以上置かなければならない。<u>この場合において、常勤専従職員以外の職員で次の各号のいずれかに該当する者の1週間当たりの通常の勤務時間の総数を</u>	京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 目次 （略） 第7章の3 地域包括支援センター （略） （職員） 第38条の8 センターには、別表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数以上の専門職員（センターの職務に専ら従事する常勤の職員（以下「常勤専従職員」という。）のうち、規則第140条の66第1号イ（1）から（3）までに掲げる者をいう。<u>以下同じ。</u>）を市長が定めるところにより置かなければならない。<u>この場合における専門職員の数の算定については、京都市高齢者施策推進協議会（以下「協議会」という。）が第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要があると認めるときは、常勤換算方法（常勤専従職員以外の職員の1週間当たりの通常の勤務時間の総数を常勤専従職員の1週間当たりの通常の勤務時間数で除して得た数と同じ数の常勤専従職員が当該センターに置かれているものとみなすことにより常勤専従職員以外の職員の数を常勤専従職員の数に換算する方法をいう。以下同じ。）によることができる。</u> 2 前項の規定により置かなければならない専門職員のほか、センターには、常勤専従職員で次の各号のいずれかに該当する者を1人以上置かなければならない。<u>この場合における当該者の数の算定については、常勤換算方法によることができる。</u>

常勤専従職員の1週間当たりの通常の勤務時間で除して得た数が1以上であるときは、当該センターに常勤専従職員が1人以上置かれているものとみなす。

- (1) 規則第140条の66第1号イ(1)又は(2)に掲げる者
- (2) 介護支援専門員

(略)

- (1) 規則第140条の66第1号イ(1)又は(2)に掲げる者
- (2) 介護支援専門員

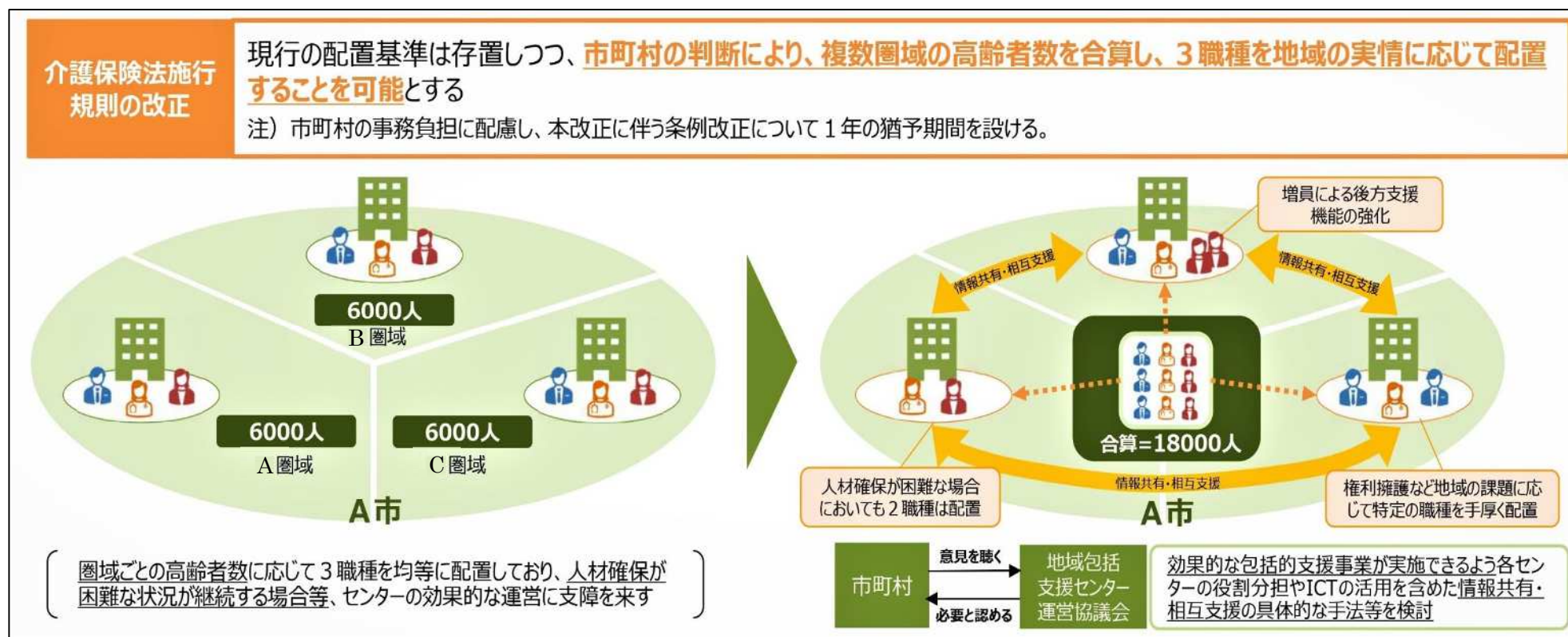
3 第1項の規定にかかわらず、協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、別表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数以上の専門職員を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内の一のセンターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合においては、当該区域内の一のセンターに置くべき専門職員は2人以上とし、かつ、当該専門職員の職種は2以上としなければならない。

4 第1項後段の規定は、前項の専門職員の数の算定について準用する。

(略)

附 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○複数のセンターが担当する区域を一の区域とする場合の職員の柔軟な配置のイメージ



厚生労働省社会保障審議会介護保険部会資料から抜粋（一部改変）

京都市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（案）

第1章 総則（第1条～第3条）

（趣旨）

第1条 この要綱は、京都市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置に関し必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第2条 地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保その他包括支援センターの適正かつ円滑な運営を図るため、市及び区・支所単位で運営協議会を設置する。

（用語）

第3条 この要綱において使用する用語は、介護保険法、京都市老人介護支援センター条例及び地域包括支援センター運営事業実施要綱において使用する用語の例による。

第2章 市運営協議会（第4条～第9条）

（所掌事務）

第4条 市運営協議会（市単位で設置する運営協議会をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項について協議する。

（1）包括支援センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

- ア 包括支援センターの担当区域に関すること
- イ 包括支援センターの設置、変更及び廃止に関すること
- ウ 包括支援センターとしての事業（以下「包括支援センター事業」という。）の法人への委託又は包括支援センター事業を委託する法人の変更に関すること
- エ 包括支援センター事業の実施の委託を受けた法人による介護予防・日常生活支援総合事業及び予防給付に係る事業の実施に関すること
- オ 包括支援センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援を委託することができる指定居宅介護支援事業所の選定及び変更に関すること

（2）包括支援センターの運営に関すること

年度ごとに、包括支援センターから、区・支所運営協議会（区・支所単位で設置する運営協議会をいう。以下同じ。）を通じて提出される書類に基づき、次に掲げる事項について協議する。

- ア 当該実施年度における事業計画及び収支予算の審査
- イ 前年度の事業報告及び収支決算
- ウ その他市運営協議会が必要と認める事項

（3）包括支援センターの適正な運営、公正・中立性の確保を図るための基準の作成

(4) 京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第38条の8第1項及び第3項に定める事項

(5) 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、包括支援センター事業を支える地域資源の開発その他地域包括ケアに関する事項であって市運営協議会が必要と判断した事項

(組織)

第5条 市運営協議会は、京都市高齢者施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）の委員をもって構成する。

(委員の任期)

第6条 市運営協議会の委員の任期は、推進協議会の委員の任期を適用する。

(会長)

第7条 市運営協議会には会長を置く。

2 会長は、推進協議会の会長をもって充てる。

3 会長は、市運営協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第8条 市運営協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員を構成員とする分科会を設置することができる。

3 市運営協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 市運営協議会の庶務は、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課において行う。

第3章 区・支所運営協議会（第10条～第14条）

(設置)

第10条 区・支所運営協議会（区・支所単位で設置する運営協議会をいう。以下同じ。）は、区役所又は区役所支所（以下「区役所・支所」という。）ごとに設置するものとする。

(所掌事務)

第11条 区・支所運営協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 包括支援センターの事業に関する計画及び報告

(2) 包括支援センターの事業運営の評価

(3) 地域における連携体制の構築、包括支援センター事業を支える地域資源の開発等に関する次に掲げる事項

ア 地域ケア会議等で明らかとなった課題等の検討

イ 地域密着型サービス事業者その他の地域資源の活動支援に関すること

(4) 地域の保健医療福祉サービスについての情報収集

(5) その他地域包括ケアに関する事項であって区・支所運営協議会が必要と判断した事項

(組織)

第12条 区・支所運営協議会は、次の各号に掲げる者及び団体等をもって構成する。

(1) 保健、医療、福祉に関する事業者及び職能団体等

(2) 保健、医療、福祉の利用者等の立場にある関係団体等

(3) 地域福祉活動等を担う関係者

(4) 前各号に掲げるものの他、包括支援センターの業務に鑑み相当と認められる者

(招集)

第13条 区・支所運営協議会は、区役所・支所保健福祉センター長が招集する。

(庶務)

第14条 区・支所運営協議会の庶務は、区役所・支所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課において行う。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会に必要な事項は所轄局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、保健福祉センターに関する名称については、平成29年5月8日までは従前のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。